

担 当	兵庫労働局労働基準部賃金課	
	課長	松本 守生
	主任賃金指導官	清水 教正
	電話番号	078-367-9154

特定(産業別)最低賃金の改正決定について

兵庫労働局長(白川^{しらかわきんや}欽也)は、平成23年10月3日までに、兵庫地方最低賃金審議会(会長^{とりべしんじ}鳥邊晋司(兵庫県立大学大学院教授)。以下、「審議会」という。)から、兵庫県特定(産業別)最低賃金の改正決定についての答申を受け、下記のとおり、改正決定を行った。

特定(産業別)最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生年月日
繊維工業(注)	759円	3円	平成23年12月1日
繊維工業、靴下製造業(注)	751円	改正なし	平成21年12月1日
塗料製造業	872円	3円	平成23年12月1日
鉄鋼業	852円	3円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	835円	5円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	799円	5円	同上
輸送用機械器具製造業	872円	3円	同上
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	800円	4円	同上
各種商品小売業	771円	5円	同上
自動車小売業	815円	4円	同上

(注) 「繊維工業・靴下製造業最低賃金」のうち繊維工業については、「兵庫県繊維工業最低賃金」が平成22年12月1日から適用されている。

なお、靴下製造業については、「繊維工業・靴下製造業最低賃金」が適用されている。

兵庫県内のすべての事業場で働く人に適用される兵庫県最低賃金は、平成 23 年 9 月 1 日に改正決定され、平成 23 年 10 月 1 日に発効した。改正後の時間額は、739 円(引上げ額 5 円)であった。

1 兵庫地方最低賃金審議会の答申

- (1) 兵庫労働局長は、特定(産業別)最低賃金について、関係する労働団体からの改正等の申し出を受けて、平成 23 年 7 月 21 日に、審議会に対し、改正の必要性の有無について諮問を行い、審議会は同日、改正の必要性ありとの答申を行った。
- (2) 兵庫労働局長は、この答申を受けて平成 23 年 8 月 1 日、審議会に対し、特定(産業別)最低賃金の金額審議を求める諮問を行った。
- (3) 審議会は、特定(産業別)最低賃金ごとに 9 つの専門部会を設け、関係者からの意見聴取、春季の賃上げ交渉妥結結果、県内約 2,000 社に対する最低賃金に関する実態調査の結果、経済・雇用・賃金関係指標や初任給の推移などの資料を基に、慎重審議を行った。
- (4) 審議会は、延べ 23 回にわたる審議を行い、平成 23 年 10 月 3 日までに、兵庫労働局長に対し、上記一覧表のとおり、特定(産業別)最低賃金の時間額の改正を答申した。

2 特定(産業別)最低賃金の改正決定等

兵庫労働局長は、答申を検討した結果、特定(産業別)最低賃金の改正決定を行い、平成 23 年 10 月 21 日から順次官報公示し、平成 23 年 11 月 1 日に最終の官報公示を行った。